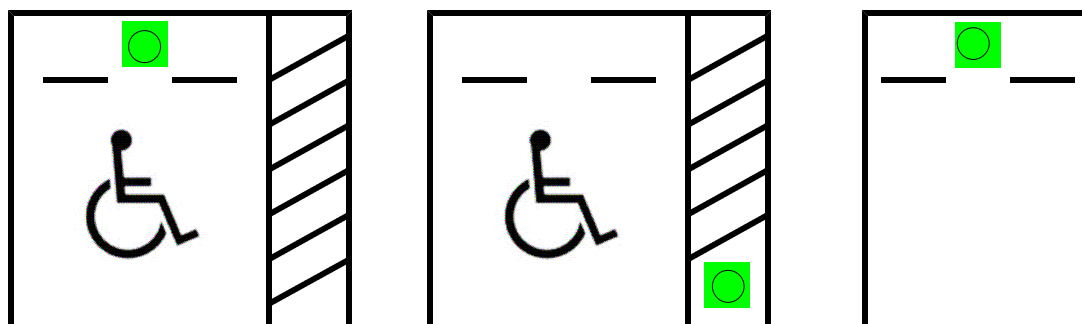


施設管理者の皆様へ

○利用証制度の開始について

平成28年1月25日からとしています。コーンカバー等による登録駐車区画の表示をお願いします。

○コーンの設置について



- ・カラーコーンは、運転手が自分で移動させる必要がないように、車止めの後部に設置するか、あるいは、図（中央）のように設置することが望ましいですが、ガードマン等、カラーコーンを移動させることができる者が配置されている場合には、区画内に設置することも可能です。
- ・カラーコーンは、既存のものを活用するなど、各施設でご用意ください。

○適正な管理

- ・登録駐車区画の適正な管理をよろしくをお願いします。
- ・利用証（駐車禁止除外指定車標章でも代用可とします）を掲示していない車両への指導（啓発用チラシをワイパーに挟むなど）などを出来る範囲で結構ですのでお願いします。
- ・啓発用チラシの補充については、県庁障害福祉課又は、お近くの県振興局健康福祉部（県立保健所）に御連絡をお願いします。（県障害福祉課ホームページにもデータがあります）

○留意事項

- ・本制度は、不適正使用車両を対象区画から排除することまでを求めるものではなく、駐車場利用者のモラル向上を目的とした啓発の一環として実施するものです。利用証の掲示なしで対象区画に駐車している車両を見かけた場合においても、車の移動までを指示していただく必要はありません。
- ・他府県が発行する同種の利用証を掲示している車両は、当県の利用証を掲示している車両と同様に扱ってください。
- ・本制度の趣旨は、利用証をお持ちではないが、現に歩行が困難な障害者等が利用することを拒むものではありません。当制度の対象となる方は、適正利用の促進のため出来る限り利用証の交付を受けていただきたいと思います。